

国立大学法人小樽商科大学学長特任補佐に関する申合せ

(平成18年1月10日学長裁定)

- 1 国立大学法人小樽商科大学長（以下「学長」という。）は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）の特定の渉外業務を遂行するに際し、必要と認める場合は学長特任補佐を置く。
- 2 学長特任補佐は、以下に掲げる者のうちから学長が選任する。
 - (1) 本学の教職員
 - (2) 本学の教職員以外の者であって学長が特に認める者
- 3 学長特任補佐の任期は、学長から委託されたその業務の遂行に必要な期間とする。
- 4 2 (2) により選任された者には、本学の規定に基づき謝金及び旅費を支給することができる。
- 5 この申合せに定めるもののほか、学長特任補佐に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この申合せは、平成18年1月10日より施行する。

附 則

この申合せは、平成21年1月13日より施行する。

附 則

この申合せは、平成30年2月23日より施行する。